

# 指名停止措置について

## 記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、川崎地質株式会社（所在地 東京都港区）  
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月30日

国 土 交 通 省  
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 （ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 （ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
川崎地質株式会社	東京都港区三田2-11-15

2. 指名停止措置期間： 令和2年 3月30日 ～ 令和2年 4月12日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者川崎地質株式会社が受注した「平成31年度姫川流域地質調査業務」において、令和元年9月2日、長野県北安曇郡小谷村中小谷丙地先の浦川砂防堰堤上流にてボーリング作業を実施していた作業員1名が死亡する工事関係者事故が発生した。

5. 措置理由

上記4. について、川崎地質(株)については「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）並びに「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～6 略	
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
8 略	